



消費・生活に関するトラブルや対策方法をご紹介します。

文字を大きくする 文字を小さくする

携帯版 English サイトマップ

ご相談はこちらへ 消費生活センター等
トラブル教えて下さい 消費者トラブルメール箱

[困った時のヒント](#) [消費生活入門](#) [お知らせ](#) [暮らしの相談窓口](#) [当センターについて](#) [メールマガジン](#) [リンク](#)

何をお探ですか？

検索

[検索方法について](#)

現在の位置：[トップページ](#) > [困った時のヒント](#) > [くらしの判例集](#) > コンタクトレンズ説明義務違反事件

[2010年5月:公表]

コンタクトレンズ説明義務違反事件

本件は、コンタクトレンズを購入した原告が、販売会社および販売店に隣接し、提携関係にある眼科診療所の眼科医師らを被告として、左眼の角膜混濁や矯正視力低下等の後遺障害が残ったとして、不法行為に基づき総額802万余円の損害賠償を求めた事案である。

裁判所は、被告らのコンタクトレンズを販売、処方する際の告知・説明義務違反を認め、また被告医師については、コンタクトレンズの装用による眼の痛みに対する治療に過失があったことを認め、総額425万余円の不法行為による損害賠償責任を認めた。

(大阪地裁堺支部平成14年7月10日判決、『判例タイムズ』1145号177ページ請求一部認容(確定))

事件の概要

原告：

X(消費者)

被告：

Y1(眼科診療所の眼科医)

Y2(コンタクトレンズ販売会社)

(1)Xは、平成11年4月8日、Y2の経営する販売店にコンタクトレンズを買いに訪れ、同店の指示により、これに隣接し、業務上提携しているY1を開設者とする眼科診療所で視力検査等を受けたうえ、同日カラーコンタクトレンズ12枚セット2組24枚(本件コンタクトレンズ)とY2が販売元の洗浄液(蛋白質(たんぱく質)除去効果はない)等の付属品を総額約3万円で購入し、3組6枚のコンタクトレンズなどを受け取った(サービスとして、1日使い捨てコンタクトレンズが付けられた)。残りのレンズは、期間内の任意の時期に受け取ることができるシステムになっていた。

なお、本件コンタクトレンズは、従来型のもので、蛋白質除去処理や消毒処理が不要とされている使い捨てコンタクトレンズではなく、一般に含水性で蛋白質等の汚れが付着しやすいものであった。新聞の折り込み広告などには、1年で12枚自由にニューレンズにリフレッシュできる旨記載されていた。

また、検診の際、Y1は、「1カ月くらいしたら新しいレンズに交換するように」と説明し、蛋白質除去の必要性について説明を行わず、Y1のもとで働いていたY2の従業員も蛋白質除去の必要性について告知をせず、洗浄液による洗浄のみで足りると説明した。

(2)Xは、同年6月7日、同眼科で定期健診を受けたところ、両眼とも矯正視力が低下していたことから、前よりも度を強めた3組6枚の本件コンタクトレンズを受け取った。その後、Xは、本件コンタクトレンズを装用したが、左眼に違和感や両眼に痛みを感じ、左眼の黒目の上に透明な水疱(すいほう)のようなものができたりしたので、新しいレンズに交換した。

困った時のヒント

[消費者からの相談事例](#)

[商品テスト結果](#)

[くらしの判例集](#)

[回収・無償修理等のお知らせ](#)

ご注意ください

- ❖ [保証人紹介ビジネスのトラブルにご注意！\(2010年5月26日\) **NEW!**](#)
- ❖ [国民生活センターADRを紹介するなどして金銭を取る事業者にご注意\(2010年5月12日\)](#)
- ❖ [高齢者をねらう、短歌・俳句の新聞掲載への電話勧誘\(2010年4月7日\)](#)
- ❖ [「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルにご注意！\(2010年4月7日\)](#)
- ❖ [高齢者を狙う悪質商法にご用心](#)
- ❖ [悪質な「利用した覚えのない請求」が横行しています](#)
- ❖ [あわてないで!! クリックしただけで、いきなり料金請求する手口](#)
- ❖ [インターネットトラブル](#)

[-過去の記事一覧](#)

しかし、それでも左眼が乾燥して痛み、充血もしてきたので、同年8月2日Y1の診察を受けた。すると、Xの右眼の結膜が充血しそれに隣接して角膜に線状の上皮障害が認められるとともに、左眼の角膜には炎症による混濁が認められたが、Y1は、抗炎症剤の点眼薬を処方しただけで抗生物質などの処方を行わず、購入時にサービスで付けられた1日使い捨てのコンタクトレンズを使用するよう告げた。

Xは、その後、同月9日にも同眼科において診察を受けた。そして、その際にY1から提案された方針のうち、本件コンタクトレンズを使用していくこととしたが、装着すると痛みを感じたので、眼鏡を購入して、これを使用した。しかし、眼鏡の度数を上げてでも左眼はぼやける状態となった。そこで、Xは、同月18日から他の眼科医で診察を受けたところ、左眼に改善の見込みのない角膜混濁が認められ、症状固定との診断を受けた。

Xは、左眼の角膜混濁や矯正視力低下は、Y2の従業員やY1の不適切な説明や診療によるものとして、Y1およびY2に対し不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを提起した。

理由

(1)ソフトコンタクトレンズは一般に含水性であり、蛋白質等の汚れが付着しやすく、使用するにつれて性能も低下しやすい欠点もあり、眼への損傷の危険性が大きく、角膜の混濁、潰瘍(かいよう)等の重大な結果をも招来するおそれがある。ソフトコンタクトレンズを医師が処方し、販売店が販売するにおいては、その装用の方法や装用時間、保存方法、洗浄ないし消毒、蛋白質等汚れの除去の方法および頻度、装用により引き起こされる症状および障害の危険性や程度、対処の方法等につき、必要に応じ、告知・説明すべき義務がある。

本件コンタクトレンズは、従来型のソフトコンタクトレンズであり、1週間に1回程度、蛋白質除去の必要があり、これを怠ると角膜等に損傷を生じさせるおそれがあるのに、広告文書や説明書では、1か月くらいを目安に交換し、古いものは捨てる、汚れにくく手入れも最小限で足りるなど、使い捨てコンタクトレンズに類似し、蛋白質の除去等が不要であるかのように受け取れるものであったから、これを処方したY1には、蛋白質除去等の必要性を確実に認識させる告知・説明をする義務があった。

しかし、Y1は、本件コンタクトレンズ処方の際、蛋白質除去の必要性に関し何らの告知・説明をしなかったのであるから、上記義務違反の過失がある。また、眼に異常が生じた場合の対処についても、何ら告知・説明もしなかったことが認められ、他方、異常を感じたら受診するように指示したとも認められないから、この点についても過失がある。

また、Y1は、Xに角膜混濁があるのに、コンタクトレンズの使用を中止せず、使い捨てコンタクトレンズを処方し、適切な治療をなすべき義務、コンタクトレンズの装用を中止するよう指示すべき義務に違反した。

(2)Y2においても、蛋白質除去の必要性につき、確実に認識させることができる方法で告知・説明すべき義務があり、異常が生じた場合には使用を中止し、眼科医の診察を受けることを告知・説明すべき注意義務があった。

しかし、Y2の従業員は、蛋白質の除去の必要性はない旨誤った告知をし、また、業務上提携しているY1とともに本件コンタクトレンズを使い捨てのものであるかのように理解させていたから、Xが眼に異常を感じた場合、コンタクトレンズを交換する処置で済ませる可能性が大きいところ、Y2としては、従業員に直ちに装用を中止し、眼科医の検診を受けるべき旨の説明をさせるべきであったのに、そうした告知・説明をしておらず、前記注意義務に違反した。

(3)Xは、本件コンタクトレンズの装用中、違和感や痛みを感じているのに使用を続け、症状を悪化させたという面があるものの、これは、Yらによる不適切な広告、説明書とこれを補うべき十分な説明があったとはいえないことによる面が大きく、過失相殺をするのは相当でない。

解説

(1)本件は、コンタクトレンズを18歳から4年ほど使用していたXが、新聞の折り込み広告を見て、本件コンタクトレンズは1年で12枚自由にリフレッシュできること、価格が安いことからY2の販売店を訪ね、眼科医Y1 が開設している眼科診療所で検眼したうえ、本件コンタクトレンズを購入し、使用していたところ、左眼の角膜混濁と視力低下となったことにつき、Y1およびY2のコンタクトレンズを販売、処方する際の告知・説明義務違反と、Y1の治療についての過失を認め、Y2の不法行為責任による損害賠償を命じた事件である。

なお、Y1は、Y2との間の業務提携により販売店に隣接して眼科診療所を開設していたもので、同診療所には看護婦や検査助手等の人員はおらず、Y2の販売店の従業員らにより診療所のこれらの業務や事務等が行われ、同人らによりカルテの記載などもなされていた。

(2)本件判決は、コンタクトレンズ、特にソフトコンタクトレンズの危険性、蛋白質除去の必要性の高いことを指摘したうえ、Y2の告知・説明義務違反を認め、また、Y1の治療についての過失も認めたものである。

本件コンタクトレンズは、使い捨てのコンタクトレンズとは異なり従来型のコンタクトレンズであるにもかかわらず、新聞折り込み広告や配布説明書では1年で12枚自由にリフレッシュできる旨、また、同説明書では今までのものよりも汚れにくく経済的であること、手入れも最小限でOKとしていた。検眼の際にもY1やY2の従業員は、1カ月くらいしたら捨てればよい旨を伝え、Y1は蛋白質除去の必要性を何ら説明せず、同従業員はXの蛋白質除去の必要性についての問いに対し、洗浄液による洗浄で足りるなどと回答したことから、Xが1カ月程度は装用できる使い捨てコンタクトレンズだと思ったことなどの事実を認定した。

(3)コンタクトレンズについての損害賠償事件の判例としては、親水性シリコンゴム製ソフトコンタクトレンズの装着により角膜障害から細菌性角膜潰瘍に罹患(りかん)した事案で、同レンズを処方し、またその診察に当たった医師の治療・措置の過失を認め、損害賠償を認めたものとして、「参考判例」がある。

参考判例

東京地裁昭和57年12月17日判決、『判例タイムズ』497号158ページ、『判例時報』1081号81ページ

[◀くらしの判例集ページへ](#)

[▲ページトップへ](#)

[入札等\(調達情報\)](#) | [職員採用情報](#) | [保有する個人情報の取扱い](#) | [情報公開の案内](#)

Copyright (c) National consumer affairs center of Japan All Rights Reserved

